

厚木市水路の払下げ及び付替えに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、厚木市市有財産規則（昭和56年厚木市規則第53号）で定めるもののほか、水路の払下げ及び付替え（以下「払下げ等」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 水路 厚木市水路の管理等に関する条例（平成13年厚木市条例第17号）第2条第1号に定める水路をいう。
- (2) 払下げ 水路を譲渡することをいう。
- (3) 付替え 水路の機能を廃止し、他の場所に機能を回復することをいう。
- (4) 利害関係人 水路に接する土地の所有者及び水利組合長（水利組合が無い場合は、生産組合長）をいう。

(事前相談)

第3条 水路の払下げ等を申請しようとする者（以下「申請人」という。）は、申請をする前に水路事前相談票に次に掲げる図書を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 案内図
- (2) 公図写し
- (3) 払下げ等の申請をしようとする土地の登記事項証明書
- (4) 隣接地の登記事項要約書
- (5) 現況写真

2 市長は、前項の水路事前相談票の提出があった場合は、関係部署に意見を求めるものとする。

(申請)

第4条 申請人は、水路払下げ等申請書に次に掲げる図書を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 案内図
- (2) 公図写し
- (3) 現況平面図又は境界確定図
- (4) 求積図又は地積測量図
- (5) 誓約書
- (6) 利害関係人の同意書

(7) 申請人及び利害関係人（水利組合長は除く。）の印鑑登録証明書

(8) 新設水路用地の土地登記事項証明書（付替申請の場合に限る。）

（払下げ等の基準）

第5条 払下げ等の基準は、次のとおりとする。

(1) 申請人が所有する土地に接した水路の範囲内であること。

(2) 利害関係人の同意が得られていること。

(3) 水路境界が確定していること。

(4) 水路としての機能が無く、公共利用計画が無いこと。

(5) 水路の占用許可が与えられていないこと。

(6) 付替先の水路の土地が確保され、機能の回復ができていないこと。

(7) 付替えにより機能を回復する水路の面積は、既存水路の面積と同一以上であること。

2 付替えにより機能を回復する水路の構造等は、市長と協議し決定するものとする。

（費用負担等）

第6条 払下げ等において、申請人が負担する費用は、次に掲げるものとする。

(1) 申請（事前相談を含む。）に必要な書類の作成に要する費用

(2) 土地表題登記に必要な書類の作成に要する費用

2 土地表題登記及び所有権保存登記に係る手続は、市が行うものとする。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。